

船舶事故調査報告書

平成29年1月15日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年1月18日 09時11分ごろ
発生場所	徳島県徳島小松島港北東方沖 和田ノ鼻灯台から真方位087° 10.4海里（M）付近 （概位 北緯34° 01.1′ 東経134° 50.6′）
事故の概要	貨物船YUTAKAは、北西進中、また、漁船徳栄丸は、底引き網によるえい網中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年1月20日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 YUTAKA（大韓民国籍）、1,517トン 8904795（IMO番号）、YU JIN SHIPPING CO., LTD B 漁船 徳栄丸、9.7トン TO2-2700（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A（大韓民国籍）、免状不詳 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷 B 右舷中央部外板に破口等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 1、視界 良好 海象：うねり 波高約1.0m
事故の経過	A 船は、船長Aほか9人（大韓民国籍3人、インドネシア共和国籍1人、ミャンマー連邦共和国籍5人）が乗り組み、紀伊水道を北西進していた。 操船に当たっていた船長Aは、約2M先まで前路に支障となる船舶を認めなかったため、10～15分の間であればA船に接近する他船はいないものと思い、甲板員と共に書類の片付けを始めた。 A 船は、船長Aが書類の片付けに時間を要していたところ、B船と衝突した。 B 船は、船長Bほか乗組員1人が乗り組み、トロールによる漁ろうに従事していることを示す形象物を表示し、底びき網漁によるえい網中、船長Bが、B船の漁獲量が多かったため、B船の船首方で操業する僚船の状況が気になって見ていたところ、突然衝撃を感じた。
分析	A 船は、船長Aが、甲板員と共に書類を片付けていて周囲の見張りを行っていなかったことから、B船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。 B 船は、船長Bが、B船の船首方で操業する僚船に意識を向け、周

	罅の見張りを適切に行っていなかったことから、A船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A船が北西進中、B船が底引き網によるえい網中、船長Aが見張りを行っておらず、また、船長Bが見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 常時適切な見張りを行うこと。